

令和2年4月9日

各位

全国社会保険労務士会連合会
試験センター

**緊急事態宣言に伴う
社会保険労務士試験センターの業務縮小のお知らせ**

平素は、社会保険労務士試験の実施に関し、種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備える改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことから、社会保険労務士試験センター（以下、「試験センター」という）では、令和2年4月13日～5月6日まで、以下のとおり業務を縮小いたします。

誠に恐れ入りますが、業務の縮小期間中は、営業日時を制限するほか、郵送により請求いただいた受験案内の返送に一週間程度の期間を頂戴いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受験案内の請求はできる限り郵送で行っていただきますようご協力をお願いいたします。

また、都道府県社会保険労務士会の営業日時については、個別にご確認くださいますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 業務の縮小期間 令和2年4月13日～5月6日

業務の縮小期間について、国又は地方自治体等の指示・要請により、変更する場合があります。

2. 縮小する業務

(1) 営業日時 毎週月曜日、金曜日の11時～15時

その他の日時については、業務を全て休止いたします。

(2) 郵送による受験案内の請求対応

受験案内請求封筒が試験センターに到着してから返送まで、一週間程度の期間を頂戴します。

なお、営業時間外に来会された場合、受験案内の提供は行っておりませんので、ご注意ください。

以上